

社労士受験メンバーズクラブ HIGH HOPE S 会員限定

【社会保険労務士試験】

# 重要過去問攻略塾 2025 年度版

問題編

① 労働基準法

## <著作権について>

このテキストは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用下さい。

このテキストの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このテキストの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

## <テキストの構成と利用の仕方>

- ① テキストは、問題編と解答・解説編に分かれています。あらかじめ、問題編の問題を解いた上で、解答・解説編及び付属の解説動画をご覧ください。
- ② 問題は、令和元年度～令和5年度に出題された択一式試験及び選択式試験の中から今後の受験対策に不要と判断したものを除いて掲載しています。基本的に正誤判定問題ですが、問題文に指示のあるものはその指示に従って解いてください。尚、令和6年度の問題は、別講座「令和6年度試験 実戦アプローチ全問解説」で取り扱います。
- ③ 問題は、別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の学習内容の並びに沿って配置されています。2択講座を受講されていない方は、本講座の各回の冒頭にその回の学習内容の主なテーマが記載されていますので、お手元にある過去問題集やテキストとの突き合わせを行う際の参考にしてください。
- ④ 解答・解説編には、単に問題の正解に至るまでの過程を記載することに留まらず、その問題に関連する内容や他の科目の類似規定、他に出题された本試験問題の論点などを幅広く記載しています。内容的にボリュームがありますが、本試験合格に不可欠な知識のまとめとして、時間の許す限り、読み込むようにしてください。
- ⑤ 解答・解説編の本文には、各問題にかかる論点・知識を端的に理解して記憶することを目的として、一部簡略化された表記になっているものがございます。また、参照箇所や事例を示す記号等がある他には読解の際の理解の助けとなる図表やイラストを一切用いていませんが、これは、本試験問題が、文章のみの読解から内容を把握して解答が求められるものであることからそのようにしています。
- ⑥ 問題編、解答・解説編の本文に用いられている記号等の意味は次の通りです。
  - ・問題4(R5－雇8－B)、問題7(R2－選－B・C) …本書の問題番号と過去問の出題年、問題番号を示します
  - ・⇒【雇用問5】 …別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の雇用保険法問5の Point 解説に同じ学習テーマが記載されていることを示しています
  - ・cf. ex. …cf.は比較・参照すべき内容や項目を示すもので、ex.は具体例を示します
  - ・赤字で記載された箇所 …問題の解答のポイントとなる部分です
- ⑦ 本テキストの内容は、配布日現在において公布され、令和7年4月1日までの施行が予定されている法令等に基づきます。

**第1回** (適用除外、労働者、使用者)

問題1 (R4-1-C)

同居の親族のみを使用する事業において、一時的に親族以外の者が使用されている場合、この者は、労働基準法の労働者に該当しないこととされている。

問題2 (R4-1-E)

明確な契約関係がなくても、事業に「使用」され、その対償として「賃金」が支払われる者であれば、労働基準法の労働者である。

問題3 (R4-1-A)

労働基準法の労働者であった者は、失業しても、その後継続して求職活動をしている間は、労働基準法の労働者である。

問題4 (R4-1-B)

労働基準法の労働者は、民法第623条に定める雇用契約により労働に従事する者がこれに該当し、形式上といえども請負契約の形式を採るものは、その実体において使用従属関係が認められる場合であっても、労働基準法の労働者に該当することはない。

問題5 (R元-3-エ)

いわゆる芸能タレントは、「当人の提供する歌唱、演技等が基本的に他人によって代替できず、芸術性、人気等当人の個性が重要な要素となっている」「当人に対する報酬は、稼働時間に応じて定められるものではない」「リハーサル、出演時間等スケジュールの関係から時間が制約されることはあっても、プロダクション等との関係では時間的に拘束されることはない」「契約形態が雇用契約ではない」のいずれにも該当する場合には、労働基準法第9条の労働者には該当しない。

問題6 (R4-1-D)

株式会社の代表取締役は、法人である会社に使用される者であり、原則として労働基準法の労働者になるとされている。

問題7 (R2-選-B・C) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

次の文中の( )の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

最高裁判所は、自己の所有するトラックを持ち込んで特定の会社の製品の運送業務に従事していた運転手が、労働基準法上の労働者に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「上告人は、業務用機材であるトラックを所有し、自己の危険と計算の下に運送業務に従事していたものである上、F紙業は、運送という業務の性質上当然に必要とされる運送物品、運送先及び納入時刻の指示をしていた以外には、上告人の業務の遂行に関し、特段の指揮監督を行っていたとはいえず、( B )の程度も、一般の従業員と比較してはるかに緩やかであり、上告人がF紙業の指揮監督の下で労務を提供していたと評価するには足りないものといわざるを得ない。そして、( C )等についてみても、上告人が労働基準法上の労働者に該当すると解するのを相当とする事情はない。そうであれば、上告人は、専属的にF紙業の製品の運送業務に携わっており、同社の運送系の指示を拒否する自由はなかったこと、毎日の始業時刻及び終業時刻は、右運送系の指示内容のいかんによって事実上決定されることになること、右運賃表に定められた運賃は、トラック協会が定める運賃表による運送料よりも1割5分低い額とされていたことなど原審が適法に確定したその余の事実関係を考慮しても、上告人は、労働基準法上の労働者ということとはできず、労働者災害補償保険法上の労働者にも該当しないものというべきである。」

選択肢

- B ① 業務遂行条件の変更 ② 業務量、時間外労働  
③ 時間的、場所的な拘束 ④ 制裁、懲戒処分
- C ① 公租公課の負担、F紙業が必要経費を負担していた事実  
② 事業組織への組入れ、F紙業が必要経費を負担していた事実  
③ 事業組織への組入れ、報酬の支払方法  
④ 報酬の支払方法、公租公課の負担

問題8 (R2-1-A) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

「事業主」とは、その事業の経営の経営主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、株式会社の場合は、その代表取締役をいう。

問題9 (R2-1-B) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

事業における業務を行うための体制が、課及びその下部組織としての係で構成され、各組織の管理者として課長及び係長が配置されている場合、組織系列において係長は課長の配下になることから、係長に与えられている責任と権限の有無にかかわらず、係長が「使用者」になることはない。

問題 10 (R2-1-C) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

事業における業務を行うための体制としていくつかの課が設置され、課が所掌する日常業務の大半が課長権限で行われていれば、課長がたまたま事業主等の上位者から権限外の事項について命令を受けて単にその命令を部下に伝達しただけであっても、その伝達は課長が使用者として行ったこととされる。

問題 11 (R2-1-D) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

下請負人が、その雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するとともに、当該業務を自己の業務として相手方(注文主)から独立して処理するものである限り、注文主と請負関係にあると認められるから、自然人である下請負人が、たとえ作業に従事することがあっても、労働基準法第9条の労働者ではなく、同法第10条にいう事業主である。

問題 12 (R5-4-E) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

労働基準法第10条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものであるから、同法第9条にいう「労働者」に該当する者が、同時に同法第10条にいう「使用者」に該当することはない。